

手続きの流れ

まずは事前相談からお気軽に！！

事前相談

補助金の交付申請

補助金の交付決定【市】

工事等の契約・着手

完了の報告

補助金額の確定【市】

補助金の交付請求

維持管理

- 補助要件等について必ず事前に相談し、「事前協議書」を提出してください。
◆ 手続きには一定の期間が必要となりますので、あらかじめ余裕をもってのご相談をお願いいたします。
- 工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・着工前に「補助金交付申請書」を提出してください。
- 補助要件などの適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。
- 補助金の交付決定後に、工事等の契約・着工を行ってください。
- 工事の完了後に、「完了実績報告書」を提出してください。
◆ 申請を行った年度の11月末日までにお出してください。
- 補助要件などの適合の確認後に、「補助金額確定通知書」を交付します。
- 補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。
◆ 指定の口座に補助金を入金します。
- 整備した扉や塀などの維持管理をしてください。
◆ 譲渡や変更をする場合は、事前に協議が必要です。

ご注意

- 補助は予算の範囲で実施しますので、予定額に達し次第受付を終了します。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により工事等を行っている場合、補助の対象外になることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った工事や、法令に適合しない工事等は補助の対象外となります。
- 法人が所有する建物、ブロック塀等については補助の対象外となります。

新たな公園の整備に関する検討について

協議会では、芝樋ノ爪1丁目5番地内に整備予定の新しい公園に関する検討を進めております。これまでに3回の検討会を開催し、公園案作成のために活発な意見交換を行いました。



▲公園検討会の様子

問合せ先

※詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17
TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322

まちづくり協議会ニュース

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区

23号

発行日：平成29年9月
発行：芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会
(事務局) 川口市都市整備部市街地整備室
編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

川口市からの
お知らせ

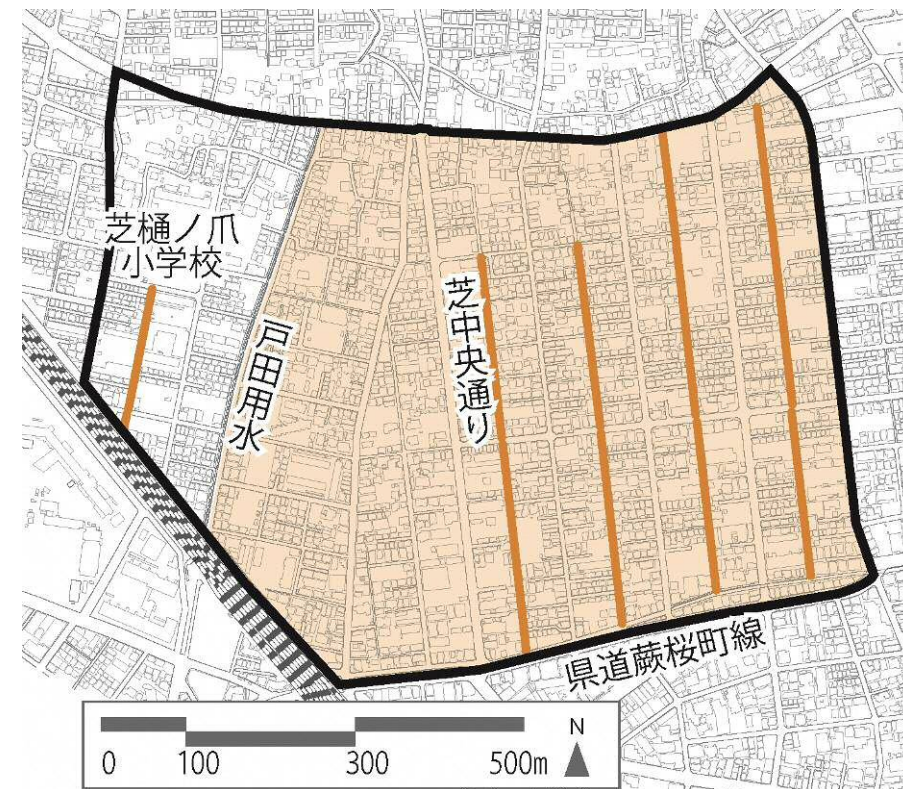
災害に強いまちへの改善を応援します！

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区は、地区の大半が「地震時等に著しく危険な密集市街地※」（以下、危険密集市街地）となっているため、川口市では現在までに道路拡幅事業や地区計画の策定等を行い、地区の安全性の向上を図ってきました。

これらの取り組みに加え、より災害に強いまちづくりを進めるため、下記の3つの補助事業を行います。（詳細は2～3ページをご覧ください。）

- 1 行き止まり道路改修補助（緊急避難路整備事業）
- 2 危険ブロック塀解体・整備補助（防災避難路整備事業）
- 3 老朽建築物解体補助（木造老朽建築物等除却事業）

■3つの補助事業の対象範囲及び箇所



- 1 2 の補助対象となる蓋掛け水路
- 3 の補助対象となる危険密集市街地

※「地震時等に著しく危険な密集市街地（危険密集市街地）」は、国土交通省が平成24年に公表したもので、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地をいいます。

新しい補助事業の内容

1 行き止まり道路改修補助（緊急避難路整備事業）

もしもの時にふた掛け水路からも逃げられるようにしたい！

■対象となる工事

蓋掛け水路に面する行き止まりの改善に関する工事のうち、以下のもの。

- ① 行き止まりとなっているブロック塀や植栽を除却する工事（幅90cm以上）
- ② ①の除却後に、扉や階段等の設備を設置する工事（幅90cm以上）

■補助の要件

- 火災又は地震時などの緊急時に避難路として、誰が通り抜けてもよいことを承諾した「通り抜け協定」を締結していること。
- 工事完了時に水路の区域に越境しているものがないこと。 など

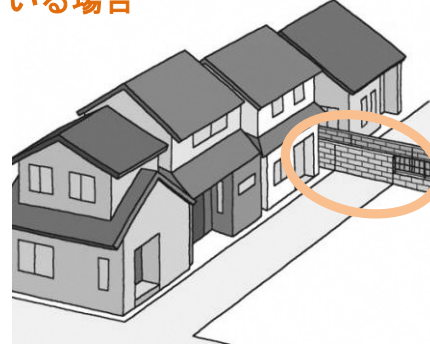
■補助金の上限など

補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
30万円 ※	9/10	27万円

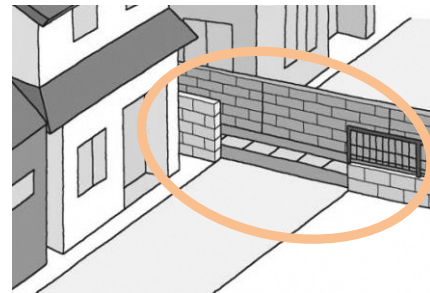
※又は2者以上の見積り額のうち低い額

事例1

蓋かけ水路に面する箇所が塀などで行き止まりになっている場合

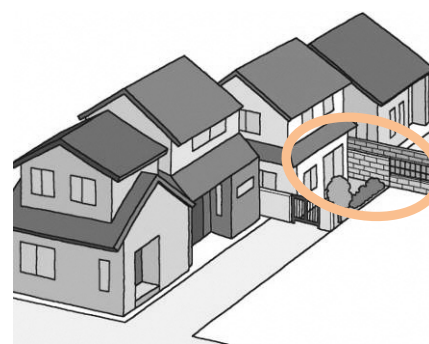


ブロック塀などの除却

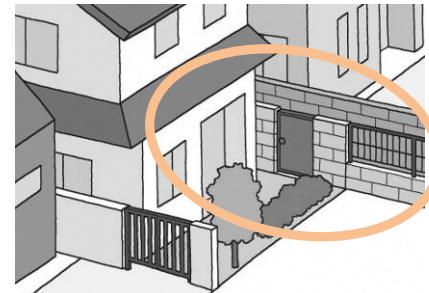


事例2

蓋かけ水路に面する突当りに住宅などがある場合



水路に通り抜けられる扉の設置



2 危険ブロック塀解体・整備補助

（防災避難路整備事業）

危ないブロック塀を改善して、ふた掛け水路を安全に通れるようにしたい！

■対象となる工事

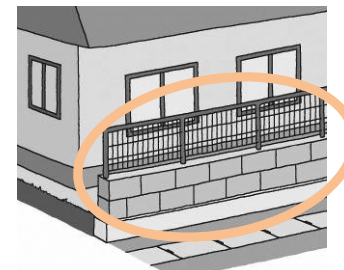
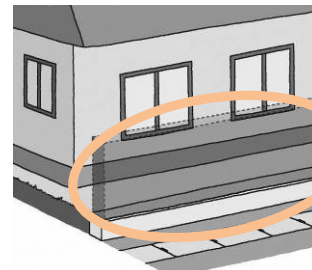
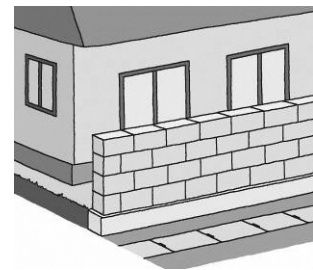
蓋掛け水路沿いの危険なブロック塀等の改善に関する工事のうち、以下のもの。

- ① 高さが宅地地盤面より0.6m又は隣接水路面から1.0mを超えるブロック塀などを除却する工事
- ② ①の除却後に、軽量なフェンスや門を設置する工事

■補助金の上限など

内容	補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
①ブロック塀などの除却	9千円/m×延長(m) ※	9/10	10万円
②軽量なフェンスや門の設置	2万円/m×延長(m) ※	1/2	12万円

※又は2者以上の見積り額のうち低い額



①ブロック塀等の除却

②軽量なフェンス等の設置

■補助の要件

- 工事完了時に水路の区域に越境しているものがないこと。 など

※危険ブロック塀とは、水路に面するコンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、万年塀、その他これらに類する塀及び門で、災害時に転倒や倒壊により避難等を妨げる又は人に危害を及ぼすおそれのあるものとします。

3 老朽建築物解体補助

（木造老朽建築物等除却事業）

建替えができなくて古くなった木造住宅を壊したい！

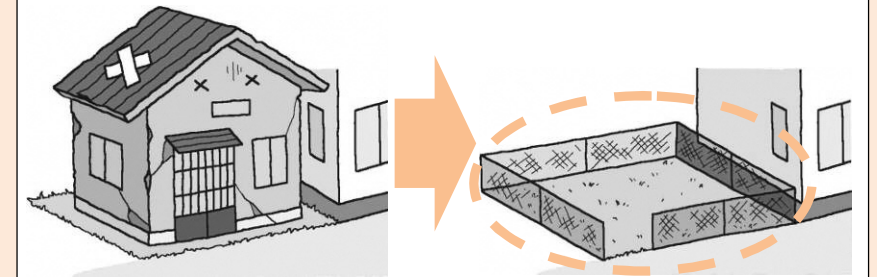
■対象となる工事

危険密集市街地の区域内にある木造老朽建築物（下記のすべてを満たすもの）等の除却に関する工事

- ① 新築・増築等に必要の接道条件を満たさない敷地に建築されているもの
- ② 昭和56年5月31日以前に建築されているもの
- ③ 主要な構造部が木造のもの

■補助の要件

- 敷地内の火災時の延焼のもととなるものをすべて除却すること。 など



■補助金の上限など

補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
2万円/㎡×延床面積(㎡) ※	2/3	100万円

※又は2者以上の見積り額のうち低い額

【その他の要件（1～3共通）】

- 補助対象物を所有していること
- 市税を滞納していないこと
- 関係権利者の承諾が得られていること
- 10年以上維持管理すること
- 市内業者に請け負わせて工事を行うこと など